

中小M&Aガイドライン（第3版）に関するQ&A

①概要

No.	質問	回答
1	中小M&Aガイドラインとは。	後継者不在の中小企業を対象とする中小M&Aの当事者となる中小企業や、中小M&Aをサポートする各種支援機関の手引き・行動指針を示すことを目的として、令和2年3月に中小企業庁が策定したガイドラインです。
2	M&A支援機関登録制度とは。	令和3年8月に中小企業庁が創設した制度です。登録ができるのは中小企業等を対象としてM&AのFA（フィナンシャル・アドバイザー）業務又は仲介業務を行う者であり、中小M&Aガイドラインの遵守を宣言することを登録の要件としています。本登録制度に登録しなくても、仲介業務やFA業務を行うことは可能ですが、令和5年9月現在、事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）において、M&A支援機関の活用に係る費用（仲介又はFAの手数料）の補助については、予め登録制度に登録した支援機関の提供する支援に係るもののみを補助対象としております。
3	第2版を改訂した目的は。	中小M&Aの市場拡大やM&A支援機関の増加といった市場環境の変化を踏まえて、質の高い仲介者・FAが選ばれる環境を促すため、手数料・提供業務に関する事項を追記しました。加えて、第2版改訂時と同様に、M&A専門業者の支援の質を確保する観点から、仲介者・FAが実施する営業・広告に係る規律の明記や仲介者において禁止される利益相反事項の具体化を図ることを目的として、本改訂を実施しています。
4	第2版からの変更点は。	<p>主な変更点及び変更点に係る記載事項は以下のとおりです。</p> <p>①仲介・FAの手数料・提供業務に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業向け：手数料と業務内容・質等の確認の重要性、手数料の交渉の検討 ・仲介者・FA向け：手数料の詳細、プロセスごとの提供業務の具体的説明、担当者の保有資格、経験年数・成約実績の説明 <p>②広告・営業の禁止事項の明記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲介者・FA向け：広告・営業先が希望しない場合の広告・営業の停止 <p>③利益相反に係る禁止事項の具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲介者向け：追加手数料を支払う者やリピーターへの優遇（当事者のニーズに反したマッチングの優先実施、譲渡額の誘導等）の禁止、情報の扱いに係る禁止事項の明確化。加えて、これらの禁止事項は仲介契約書に仲介者の義務として定める旨を明記 <p>④ネームクリア・テール条項に関する規律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲介者・FA向け：譲り渡し側の名称の譲り受け側への開示（ネームクリア）前の譲り渡し側の同意の取得 <p>⑤最終契約後の当事者間のリスク事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業向け：最終契約・クロージング後に当事者間でのトラブルとなりうるリスク事項の解説 ・仲介者・FA向け：リスクの認識時、最終契約締結前等に、当事者間でのリスク事項についての依頼者に対する具体的説明 <p>⑥譲り渡し側の経営者保証の扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業向け：土業等専門家、事業承継・引継ぎ支援センター、経営者保証の提供先の金融機関等へのM&A成立前の相談の検討 ・仲介者・FA向け：土業専門家等への相談が選択肢となる旨の説明、最終契約における経営者保証の扱いの調整 ・金融機関向け：経営者保証の解除又は移行について相談を受けた場合の「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応 <p>⑦不適切な事業者の排除について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲介者・FA、M&Aプラットフォーム向け：譲り受け側に対する調査の実施、調査の概要・結果の依頼者への報告。不適切な行為に係る情報を取得した際の慎重な対応の検討。業界内での情報共有の仕組みの構築の必要性、当該仕組みへの参加有無の説明

②対応が求められる支援機関について

No.	質問	回答
1	ガイドラインの改訂を受けて、どのような支援機関に、どのような対応が求められるのか。	今回のガイドライン改訂に関し、M&A専門業者の他、金融機関、士業等専門家やM&Aプラットフォーム等が仲介業務・FA業務等のマッチング支援等を行う場合にも、業務の性質・内容が共通する限りにおいて、本ガイドラインに記載した対応に準拠した対応をしていただくことが想定されています。
2	M&A専門業者とは。	本ガイドラインにおいて、M&A専門業者は、譲り渡し側・譲り受け側に対するマッチング支援や、中小M&Aの手続進行に関する総合的な支援（マッチング支援等）を専門に行う民間業者であり、主に仲介者・FA（フィナンシャル・アドバイザー）に分類されるとしています。 （M&A専門業者に該当しなかったとしても、例えば、金融機関、士業等専門家やM&Aプラットフォームがこれらと同様の業務を場合には、業務の性質・内容が共通する限りにおいて、M&A専門業者に求められる対応に準拠した対応をしていただくことを想定しております。） 以上について、初版からの変更はございません。

③広告・営業の停止、広告・営業の内容・方法

No.	質問	回答
1	広告・営業を停止すべきタイミングは。	広告・営業先からM&Aの実施意向がない旨、当該仲介者・FAと契約締結しない旨又は引き続き広告・営業を受けることを希望しない旨の意思（以下「停止意思」という。）を表示された場合には、停止意思を拒んではならず、ただちに広告・営業を停止しなければなりません。
2	行ってはいけない広告・営業は。	行ってはならない広告・営業は以下のとおりです。なお、これに限らず、職業倫理に則った広告・営業が求められます。 ・仲介者・FAの名称、勧誘を行う者の氏名、仲介契約・FA契約の締結について勧誘する目的である旨を告げずに行う広告・営業 ・仲介契約・FA契約を締結し、M&Aの手続を進めるか否かの意思決定の上で必要な時間を与えず、即時の判断を迫る広告・営業 ・M&Aの成立の可能性や条件等の仲介契約・FA契約を締結し、M&Aの手続を進めるか否かの意思決定に影響を及ぼす事項について、虚偽若しくは事実と相違する又は誤認を招くような広告・営業

④M&A仲介契約・FA契約締結前の書面による重要事項の説明

No.	質問	回答
1	どんな契約が対象となるか。	譲り渡し側・譲り受け側双方又はいずれか一方に対して、マッチング支援等を行う仲介契約・FA契約等が対象となります。もっとも、仲介者又はFAが依頼者との間で、仲介契約又はFA契約とは別に、秘密保持契約その他名称を問わず、本Q&A④No.2記載の説明項目が含まれる契約を締結しようとする場合には、仲介契約等の締結前の説明に準じた対応をすることが望ましいと整理しております。
2	契約に係る重要な事項とは。	<p>書面等に記載して説明すべき重要な事項は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲介者・FAの違いとそれぞれの特徴 ・ 提供する業務の範囲・内容 ・ 担当者の保有資格、経験年数・成約実績 ・ 手数料に関する事項 ・ 手数料以外に依頼者が支払うべき費用 ・ (仲介者の場合) 相手方の手数料に関する事項 ・ 秘密保持に関する事項 ・ 直接交渉の制限に関する事項 ・ 専任条項 ・ テール条項 ・ 契約期間 ・ (契約の解除に関する事項及び依頼者が仲介契約・FA契約を中途解約できることを明記する場合) 当該中途解約に関する事項 ・ 責任(免責)に関する事項 ・ 契約終了後も効力を有する条項 ・ (仲介者の場合) 両当事者において利益の対立が想定される事項 ・ (譲り渡し側への説明の場合) 譲り受け側に対して実施する調査の概要(調査の実施主体、財務状況に関する調査、コンプライアンスに関する調査、事業実態に関する調査等) ・ (譲り渡し側への説明の場合) 業界内での情報共有の仕組みへの参加有無(参加していない場合にはその旨)
3	手数料・提供する業務の内容は、どのような事項を説明すればよいか。	<p>説明が必要となる手数料・提供する業務の内容は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料に関する事項を明確に説明するとともに、当該手数料を対価として自らが提供する業務の内容 ・ 提供する業務については、「M&Aのプロセス」ごとにどのような業務を提供するのか <p>※具体的にはガイドライン第2章II4①の表の「M&Aプロセス」ごとに、提供する主な業務を整理の上、適切な説明を行ってください(同表の「提供する主な業務の詳細」の列には例を記載。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者の保有資格、経験年数・成約実績
4	相手方の手数料に関する事項は、どのような事項を説明すればよいか。	相手方が支払う手数料の額は、依頼者の利益に影響する構造にあります。従って、仲介契約締結前に、依頼者から受領する手数料に関する事項に加えて、相手方の手数料に関する事項(報酬率、報酬基準額(譲渡額/純資産/移動総資産等)、最低手数料の額、報酬の発生タイミング(着手金/月額報酬/中間金/成功報酬)等)についても、相手方を含めた手数料の総額がM&Aの成立やその条件(譲渡額等)に影響を与える可能性がある旨も含めて、依頼者に対して説明をお願いします。
5	重要事項説明書の各項目には何を記載すればよいか。	<p>契約書の内容を依頼者が理解しやすい記載内容となるようにご対応をお願いいたします。</p> <p>契約書の文言の転記ではなく、依頼者が理解しやすい記載としていただくことを推奨しております。</p>

6	重要事項説明書はサンプルを必ず使う必要はあるか。	説明すべき重要な事項が適切に記載されたものであれば書面の様式は問いません。各支援機関において書式を作成いただいても問題ありません。
7	重要事項説明書に、①依頼者が説明を受けた旨を確認し、依頼者の記名・押印又は署名するような欄や②説明を受けた項目について説明を受けた依頼者にチェックをしてもらうような項目を設けてもよいか。	依頼者に対して説明を実施したことを書面上明らかにする趣旨で、①、②いずれについても設けていただいてもかまいません。
8	重要事項説明はどのようなタイミングで行えばよいか。	M&A仲介契約・FA契約等の締結前に説明していただく必要があります。依頼者が契約内容を理解したうえで十分に検討できるように適切なタイミングでの説明をお願いいたします。
9	誰に対して説明すればよいか。	説明は、契約を締結する権限を有する者に対し行う必要があります。具体的には、依頼者が個人の場合には、当該個人に対し、法人の場合には、代表者又は契約締結について委任を受けた者に対し説明を行うこととなります。
10	どのような者が説明すればよいか。	説明は、依頼者から契約内容等について質問や意見を受けた場合に、適切に対応できるような十分な経験・能力を有する者が行うことが望ましいと整理しております。

⑤譲り受け側の選定（マッチング）

No.	質問	回答
1	ネームクリアは、どのように行えばよいか。	ネームクリアは、ノンネーム・シート（ティーザー）等の提示により、興味を示した候補先に対して、譲り渡し側からの同意を取得し、候補先との秘密保持契約を締結した上で、実施してください。

⑥最終契約の交渉・締結

No.	質問	回答
1	最終契約後・クロージング後に当事者間での争いに発展する可能性があるリスクについて、どのようなタイミングで説明を行えばよいか。	仲介者・FAは、最終契約後・クロージング後に当事者間での争いに発展する可能性があるリスクについて、最終契約の締結までの調整の実施や依頼者への説明を行ってください。
2	説明が必要なリスクとは、何か。	それぞれのリスクについて、その重要性に鑑みて整理を行うと、以下のとおりです。 ※尤も、下記に示した事項はあくまで代表的なリスクであることから、これに限らず、最終契約後のリスクについての説明・調整といった対応が望まれます。 ①認識の有無に関わらず対応するリスク ・譲り渡し側の経営者保証の扱い ・デュー・ディリジェンス（DD）の非実施 ・表明保証の内容 ②認識した段階で対応するリスク ・クロージング後の支払・手続 ・最終契約後の支払の調整・修正 ・譲り渡し側の資産・貸付金の最終契約後整理 ・最終契約からクロージングまでの期間について

⑦不適切な譲り受け側の排除に向けた取組

No.	質問	回答
1	不適切な譲り受け側を中小M&Aの市場から排除していくために、仲介者・FAは何をしなければいけないか。	仲介者・FAは、譲り受け側が、最終契約を履行し、対象事業を引き継ぐ意思・能力を有しているか確認する観点から、譲り受け側に対する調査を実施してください。
2	具体的に、どのような調査を行えばよいか。	調査の実施内容については、譲り受け側の税務申告書による財務状況の確認、商業登記簿による事業実態の確認、譲り受け側（代表者、役員及び株主等の関係者を含む。）の反社会的勢力への該当性や過去にM&Aに関するトラブルを生じさせたかといったコンプライアンス面での確認などを想定しています。
3	調査実施のタイミングはいつか。	調査実施のタイミングとしては、譲り受け側との仲介契約・FA契約締結前（M&Aプラットフォームの場合には、M&Aプラットフォームへの登録前）に加え、M&Aのプロセスが進捗する過程でも適切に必要な調査を実施し、最終契約の締結までに譲り受け側について十分に確認してください。

⑧直接交渉の制限に関する条項の留意点

No.	質問	回答
1	候補先の範囲を限定する理由は。	直接交渉が制限される候補先が無限定の場合、例えば、依頼者が自ら候補先を発見することが事実上困難となることから、依頼者が「自ら候補先を発見しないこと」及び「自ら発見した候補先と直接交渉しないこと（依頼者が発見した候補先とのM&A成立に向けた支援をM&A専門業者に依頼する場合を想定）」を明示的に了解している場合を除き、当該M&A専門業者が関与・接触し、紹介した候補先のみ限定すべきと整理しております。
2	交渉目的の範囲を限定する理由は。	交渉の目的を限定せずに一律に交渉を禁じる場合、例えば通常の事業に属する取引のための交渉すら禁じられることとなり、依頼者の通常の事業を阻害するおそれがあるため、依頼者と候補先のM&Aに関する目的で行われるものに限定すべきと整理しております。
3	有効期間を限定する理由は。	仲介・FA契約終了後、依頼者の直接交渉を禁じた場合、例えば、依頼者が自らM&Aを実行することが難しくなり、依頼者の自由な経営判断を損なうおそれがあるため、当該条項の有効期間は契約終了までに限定すべきと整理しております。 この点、依頼者がM&A専門業者の手数料の発生を防ぐため、あえて当該M&A専門業者との契約を終了させ、その後に当該M&A専門業者から紹介を受けた候補先と直接交渉してM&Aを実行しようとするようなケース等については、テール条項によりM&A専門業者の手数料が発生し得ることも踏まえ、上記の整理としております。

⑨テール条項の留意点

No.	質問	回答
1	テール期間の目安は。	テール期間は最長でも2～3年以内を目安としてください。
2	テール条項の対象となる事業者は。	テール条項の対象となる事業者を、当該M&A専門業者が関与・接触した譲り受け側だけでなく、無限定とする場合には、譲り渡し側が当該M&A専門業者の手数料の発生（場合によってはこれに関する紛争リスク）を懸念し、新しくM&Aを実行すること自体を断念せざるを得なくなってしまうおそれがあります。したがって、テール条項の対象は、あくまで当該M&A専門業者が関与・接触した譲り受け側であって、譲り渡し側に対して紹介された者のみに限定することとしてください。
3	「M&A専門業者が関与・接触した譲り受け側であって、譲り渡し側に対して紹介された者」とは具体的には。	ロングリスト/ショートリストやノンネーム・シート（ティーザー）の提示のみにとどまる場合はテール条項の対象とすべきでなく、少なくともネームクリア（譲り受け側に対して企業概要書を送付し、譲り渡し側の名称を開示すること。）が行われ、譲り渡し側に対して紹介された譲り受け側を想定しています。ただし、ガイドラインにおいてはテール条項の対象としては、少なくともネームクリアが行われ、譲り渡し側に対して紹介された譲り受け側に限定すべきことを示しており、これを満たす場合においてすべからずテール条項の対象について有効性を認めるものではございません。

⑩（仲介者の場合）利益相反のリスク

No.	質問	回答
1	利益相反のリスクを最小限とするために、仲介者が行わないといけないことは何か。	<p>仲介契約締結に当たり、以下の事項の説明を明示的に行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということ（特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領することが定められている場合には、その旨） ・両当事者間において利益の対立が想定される事項
2	不当に一方当事者の利益又は不利益となるような利益相反行為とは、具体的には何か。	<p>以下のような行為が、利益相反行為の中でも特に禁止されるべき行為となるものと想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲り受け側から追加で手数料を取得し、当該譲り受け側に便宜を図る行為（当事者のニーズに反したマッチングの優先的实施又は不当に低額な譲渡価額への誘導等） ・リピーターとなる依頼者を優遇し、当該依頼者に便宜を図る行為（当事者のニーズに反したマッチングの優先的实施又は不当に低額な譲渡価額への誘導等） ・譲り渡し側（譲り受け側）の希望した譲渡額よりも高い（低い）譲渡額でM&Aが成立した場合、譲り渡し側（譲り受け側）に対し、正規の手数料とは別に、希望した譲渡額と成立した譲渡額の差分の一定割合を報酬として要求する行為 ・一方当事者から伝達を求められた事項を他方当事者に対して伝達せず、又は一方当事者が実際には告げていない事項を偽って他方当事者に対して伝達する行為 ・一方当事者にとってのみ有利又は不利な情報を認識した場合に、当該情報を当該当事者に対して伝達せず、秘匿する行為

①M&A支援機関登録制度の登録支援機関に求められる対応

No.	質問	回答
1	M&A支援機関登録制度における中小M&Aガイドライン（第3版）の適用スケジュールについて	<p>中小M&Aガイドライン第3版改訂の趣旨を踏まえ、第3版の遵守に向けた速やかな対応をお願いいたします。 第3版の適用開始時期は以下のとおりです。</p> <p>①令和6年8月時点で既に登録済の事業者 ②令和6年9月～令和6年12月までに新規で登録申請し、登録された事業者 ⇒令和6年12月31日までに第3版遵守のための対応を完了した上で、第3版の遵守宣言が必要となります。 遵守宣言した日の翌営業日から第3版を適用します。 ※なお、仮に遵守宣言をしなかったとしても、令和7年1月から第3版を適用します。</p> <p>③令和7年1月以降に新規で登録申請する事業者 ⇒令和7年1月以降の登録申請時点から第3版を適用します。</p>
2	令和6年9月から令和6年12月までに新規で登録申請する場合、中小M&Aガイドラインの遵守は、第2版と第3版、いずれで対応すればよいか。	<p>第2版の内容を踏まえ、第2版の遵守に向けた対応を完了し、第2版の遵守宣言をして登録申請していただくことは可能です。 もっとも、その場合であっても、令和7年3月末日までに第3版に向けた対応を完了し、第3版の遵守宣言をしていただく必要があります （例えば、自社のHPに中小M&A遵守の宣言を掲載していただいておりますが、登録申請時は第2版の遵守を宣言していたが、第3版遵守の宣言へと掲載内容を修正する必要がある等）。</p> <p>このため、登録申請時から第3版の対応を完了させた上で、第3版の遵守を前提とした登録申請をしていただくことを推奨しております。</p>
3	第2版のガイドラインに対応済みの登録支援機関において、第3版で追加対応が必要となる主な項目は。	<p>主に以下の項目への対応が必要となります。</p> <p>①仲介・FAの手数料・提供業務に関する事項 ②広告・営業の禁止事項の明記 ③利益相反に係る禁止事項の具体化 ④ネームクリア・テール条項に関する規律 ⑤最終契約後の当事者間のリスク事項について ⑥譲り渡し側の経営者保証の扱いについて ⑦不適切な事業者の排除について ⑧その他、社内関係者への第3版の内容の周知・徹底、運用体制の整備 ⑨改訂後の遵守事項一覧に即した各支援機関のホームページ掲載内容や仲介/FA契約締結前の顧客への中小M&Aガイドライン遵守についての事前説明資料の整備（改訂後の「HP掲載・顧客説明の際の参考資料」「遵守事項一覧チェックシート」は登録制度HPにて公表しております。）</p>

4	令和7年3月末までに第3版の遵守宣言を行わない場合、どうなるか。	<p>令和7年3月末までに第3版の遵守宣言が必要です。遵守宣言を行わなかったことそれ自体が登録取消事由にはなりません、同年4月以降は第3版が適用されることとなりますので、第3版への対応がなされていない場合には、4月以降は登録取消事由に該当し、登録が取り消される場合があります。</p> <p>また、令和7年度の実績報告の時期（6月末頃）には、例えば以下のような対応を予定しております。対応の詳細は実績報告等要領にてご案内させていただく予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録事務局において、3月までに第3版の遵守宣言を行わなかったことについて合理的な理由の有無を確認し、登録継続にあたって考慮します。 ・登録事務局において、第3版の遵守宣言等の状況を確認し、遵守宣言等が完了していない場合には登録継続を認めません。
5	第3版の遵守宣言をするメリットはあるか。	<p>第3版の遵守宣言をしていただいた登録支援機関については、登録事務局HPの登録支援機関データベースで表示される自社の情報に「第3版対応」というマークを表示することとします。</p> <p>「第3版対応」済みの事業者であることをアピールしていただくことが可能となります。</p>
6	支援の質の確保・向上に関する取組に関して、登録支援機関には、取組内容の公表や資料の提出を求められるか。	<p>特段必要はありませんが、各支援機関において規模や社内体制等を踏まえて適切に対応をお願いいたします。</p> <p>なお、実績報告（6月末頃）に際して、取組の状況を報告していただき、登録機関データベース上において公表すること（任意）を検討しております。</p>
7	自社ホームページに掲載し、仲介/FA契約締結前の顧客説明資料に記載されている、中小M&Aガイドラインを遵守していることの宣言についての変更は必要か。	<p>掲載内容の変更をお願いいたします。改訂後の「HP掲載・顧客説明の際の参考資料」等は登録制度HPにて公表しておりますのでご参照ください。ホームページを開設していない場合、会社概要や事業概要パンフレット等に追加(追記)した、相談依頼者や顧客に対しての説明に利用する「中小 M&A ガイドラインの遵守の宣言」に関する資料を、ガイドライン第3版へ対応したものに変更をお願いいたします。</p>
8	登録事務局への遵守宣言の提出方法は。	<p>近日中に入力フォームを開設予定です。</p>